

第1条(目的)

本条項は、EMAと認定事業者が締結するEMA運用監視契約の条項であり、認定対象の適正な運営の維持のためにEMAが行う運用監視業務に関し、EMA及び認定事業者の権利・義務を定めるものである。

第2条(定義)

本条項で用いられる用語の定義は、下記に定めるところによる。なお、別段の定義がある場合を除き、EMAの定款・規則、EMA審査規約(以下「EMA審査規約」という。)で用いられている用語と同じ語は、定款・規則、EMA審査規約で用いられているものと同じ意味を有する。

- (1) 運用監視契約:認定対象を運営する事業者が、運用監視申込期間内に、EMAに対し、適合判断を受けた申請対象に関して運用監視契約の申込みを行うことによって、EMAとの間で締結される本条項記載の契約をいう。
- (2) 運用監視申込期間:本審査における適合通知の際、運用監視契約の申込期限として定められたEMA所定の期間をいう。
- (3) 認定対象:本認定を受けたWebサイト及びアプリケーションの運用管理体制をいう。
- (4) 認定事業者:申請対象について、EMAとの間で運用監視契約を締結し、本認定を受けた事業者をいう。
- (5) 運用監視業務:運用監視契約に基づきEMAが認定対象に対して行う運用状況の監視業務をいう。
- (6) 本件業務:運用監視契約に基づき認定事業者に対し、EMAが適合判断を行った申請対象に関して行う認定番号の付与及び運用監視業務をいう。
- (7) 認定番号:各認定対象に対してEMAが付与し、認定事業者に対して通知する番号をいう。
- (8) 更新手続:本条項第15条に基づき、本認定の更新を受けるために、認定事業者が行う手続をいう。

第3条(契約締結資格)

運用監視契約は、申請対象における適合通知を受けた後、EMAに対し、運用監視申込期間内に運用監視契約の申込みを行った者との間で締結される。

第4条(本件業務の開始)

- 1 申請対象に関し、本認定を受けようとする事業者は、EMAより申請対象について適合通知がなされた場合、(1)新規の申請の場合は、EMA所定の期間内にEMAとの間で運用監視契約を締結し、追加申請の場合は、既に締結された運用監視契約の対象に追加の申請対象を含め、かつ、(2)EMA所定の運用監視料を支払わなければならない。

- 2 本件業務は、前項に従い、運用監視契約が締結され、または、運用監視契約の対象に追加されたときに開始する。

第5条(認定番号の付与)

- 1 EMAは、各認定対象について、認定番号を付与し、または追加申請の場合は、認定番号の範囲に追加の認定対象を含める。認定番号の有効期間は、他の定めが適用されない限り、申請対象に関し、運用監視契約が発効した日から1年経過した後の暦月最終営業日前日までとする(ただし、期間満了日が暦月12月である場合は、同月20日を最終日とみなして、最終営業日前日を定めるものとする)。認定対象が本条項第15条に定める更新審査手続きを取った場合は、更新審査の期間、認定は継続するものとみなされる。
- 2 認定事業者は、認定範囲(Webサイトおよびアプリケーション等を含む。以下同じ)において、EMAの「認定サイトにおける認定番号の取扱規定」を遵守することを条件として、認定番号を表示しなければならない。
- 3 認定事業者は、認定番号に関し、EMAの「認定サイトにおける認定番号の取扱規定」を遵守しなければならない。
- 4 EMAは、認定対象に関し、本認定基準への適合性について重大な疑義が発生した場合、認定事業者に対する通知のうえ、当該認定対象に関する認定の有効性を一時停止とすることができる。かかる一時停止の通知を受けた認定事業者は、当該停止期間中、認定対象が本認定を受けている旨を表示し、認定番号を認定範囲のWebサイト及びアプリケーション上に表示し、その他、利用者に認定が有効である旨を誤信させるような表示をしてはならない。
- 5 EMAは、認定対象及び認定事業者の情報、ならびに認定番号及びその有効期間・ステータス(取消、一時停止、終了など)をEMAのウェブサイト上等適切な方法にて公表し、また、これらの情報を求める関係機関に対して提供するものとし、認定事業者はこれについてあらかじめ合意する。

第6条(運用監視業務の効果)

- 1 EMAは、運用監視業務の結果、その合理的な裁量により、いつにても認定対象が本認定基準に適合するか否かを判断することができ、不適合と判断した場合、本条項に従い、本認定を取り消すことができる。
- 2 認定対象に関する本認定が取り消された場合、当該認定対象についての運用監視契約は当然に終了し、以後、EMAは、認定事業者に対し、当該認定対象に関して本件業務を実施する義務を負わない。
- 3 認定事業者は、EMAによる運用監視業務について、EMAの合理的判断に服することをあらかじめ同意する。

第7条(運用監視業務の実施)

- 1 EMAは、運用監視業務の実施に際し、認定対象に対して認定対照が本認定基準に適合

しているか否かを確認するための合理的に必要な調査を随時行うことができる。

- 2 前項に従ってEMAが行う調査には、以下の事項が含まれる。
 - (1) 定期レポートの要求:EMAは、認定事業者に対し、認定対象に関してEMAが指定する期間毎にEMA所定の項目を記載した定期レポートの提出を求めるものとし、認定事業者は、EMAの求めに応じなければならない。
 - (2) クレーム調査: EMAは、EMAへ送付された認定範囲のWebサイト及びアプリケーションに関する利用者からのクレーム内容を調査することができる。
 - (3) ヒアリング・実地調査:EMAは、必要に応じて認定事業者に対するヒアリングや認定事業者の事業所における実地調査を実施することができる。
- 3 EMAは、運用監視業務の結果、認定対象に関し、本認定基準の適合性について疑義が認められた場合、認定事業者に対しその是正項目を書面で通知し、期間を定めて是正を求めることができる。認定事業者は、通知された是正項目に関し、改善等の措置を行ったうえ、EMAに対し是正結果の確認を求めなければならない。定められた期間内に認定事業者からEMAに対する是正結果の確認の要求がなされなかった場合、又は是正結果が不十分である旨がEMAにおいて合理的に判断された場合、EMAは、認定対象が本認定基準に不適合なものとして、認定事業者に対し不適合の旨を通知することができる。
- 4 適合性に関する疑義の程度が重大である場合、又は前項に基づき、認定対象が不適合である旨の通知がなされた場合は、EMAは、本条項第5条4項に基づき、認定事業者に対し、本認定の一時停止を合わせて通知する。
- 5 本条4項において不適合である旨の通知を受けた認定事業者は、審査・運用監視細則に基づき、EMAに対し所定期間内に不服の申出をすることができる。不服の申出に対し判断がされた場合、当該判断に基づいた手続を進めるものとする。
- 6 認定事業者からの不服の申出に関する判断においても、不服申出の対象となる判断または処分が適当であると判断された場合、当該判断が最終となり、当該判断に服することについて、認定事業者はあらかじめ同意する。
- 7 認定対象に関し、不適合である旨の通知、または本認定の一時停止がなされた後、所定期間内に認定事業者による不服の申出がなされなかった場合、又は前項に基づき、不服の申出に関する判断においてもかかる措置が適当であると判断された場合、EMAは、認定対象における本認定を取り消すものとし、認定事業者に対しその旨を通知する。
- 8 運用監視業務に関する手続の詳細は、審査・運用監視細則に定めるところによる。

第8条(認定事業者の義務)

- 1 認定事業者は、運用監視業務として行われるEMAの調査に対し求められた措置を講じなければならない。認定事業者が、EMAのかかる調査に対し求められた措置を講じない場合、EMAは、認定事業者に対し期間を定めて調査に応じるよう求める書面を送付するものとし、認定事業者は、当該期間内に求められた措置を講じなければならない。
- 2 認定事業者は、認定対象において、機能の追加や構成の変更等を予定している場合、運

用管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更に限る場合を除き、事前にEMAに対して書面にて通知し、EMAより本審査又は追加審査の要否の判断を受けなければならない。

- 3 EMAが前項において、又はEMAの判断により、予定されている変更につき、本審査又は追加審査が必要であると判断した場合、認定事業者は、EMAによる本審査又は追加審査を受け、適合である旨の通知を受けるまでは、認定対象に予定された変更を加えてはならない。認定事業者は、かかる審査において、EMAに対し、所定の審査料を支払わなければならない。
- 4 認定事業者は、認定対象に関する申請書類その他本件審査業務に関連して提出した書類、第7条記載の定期レポートに記載した内容、その他運用監視業務に関連してEMAに提出した書類の内容につき、変更が生じた場合、速やかにEMAに対し書面にてその変更内容を通知しなければならない。
- 5 認定事業者は、認定対象の本認定基準への適合性に関して疑義を生ぜしめるような事実を知った場合、その旨を直ちにEMAに対し書面にて通知しなければならない。
- 6 認定事業者は、本認定基準への準拠、その他の理由により認定範囲のWebサイト及びアプリケーション内における第三者の著作物を変更、修正する際には、自らの責任において、当該著作物の著作者、著作権者から必要な同意を取得しなくてはならない。
- 7 認定事業者は、本制度の趣旨に反し、本制度の趣旨を没却するような行為、又は本制度及びEMAへの信頼を重大に損ねるような行為を行ってはならない。

第9条(運用監視料金その他の費用)

- 1 認定事業者は、EMAに対し本件業務に対する対価としてEMA所定の運用監視料金表に基づき、運用監視料を支払う。
- 2 前項に規定する運用監視料に加え、認定事業者は、EMAが運用監視業務の実施のために合理的に必要な交通費、通信費、運送費、日当その他の実費を支払う。EMAは、認定事業者に対し、認定事業者の負担すべき費用についてその明細を記載した請求書を発行する。
- 3 認定事業者は、運用監視料についてはそれぞれ所定の期日までに、前項記載の実費については請求書記載の期日までに、EMAの指定する銀行口座への振込によって支払う。振込手数料は、認定事業者の負担とする。
- 4 認定事業者が、本条に基づく金員の支払いを遅延した場合において、EMAが運用監視業務を実施した場合は、認定事業者は、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払う。
- 5 本条に基づき、認定事業者は、運用監視料の支払をなす前に本認定が取り消され、またはその他の事由により運用監視契約が期間満了前に終了した場合であっても、運用監視契約の全期間に相当する運用監視料の支払義務を負うものとし、EMAが認定事業者から既に受領した運用監視料については、いかなる理由があっても返還されない。

第10条(秘密保持)

EMA審査規約における秘密保持に関する条項は、運用監視契約においても継続して適用される。ただし、EMAは、自らの責任において自らの業務を実施するために、業務の一部を委託し、またはその他の協力を得る場合において、適切な秘密保持契約を締結することにより、当該業務を実施するために必要最小限の範囲で、第三者に対して秘密情報を開示することができる。

第11条(EMA基準等の変更)

EMAは、EMA基準等を、社会状況の変化、実務上の必要性に基づき随時変更することができるものとし、その変更をウェブページ上での告知、電子メールその他適切な方法により、認定事業者に対して通知する。認定事業者は、EMA基準等の通知がなされ、かかる変更が効力を生じた日以後は、運用監視契約に関連する条項において、変更後のEMA基準等の適用を受けることあらかじめ同意する。

第12条(認定事業者の保証)

- 1 認定事業者は、認定対象に関する申請書類その他本件審査業務に関連して提出した書類、第7条記載の定期レポートに記載した内容、その他運用監視契約に関連してEMAに提出した書類の記載内容が真正であること、及びこれらの記載内容に変更があった場合は、当該変更を速やかにEMAに対して書面で通知することを表明し、保証する。
- 2 認定事業者は、定期レポート、その他運用監視契約に関連してEMAに提出する書類、その他EMAに対する連絡の内容一切に関し、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。

第13条(免責)

- 1 EMAは、運用監視業務の過程において、認定事業者に対し、認定対象の改善、是正すべき内容等について、助言を行う義務を負わない。
- 2 EMAは、認定事業者による認定番号の使用に関し、それ自体について何らかの保証を与えるものではない。
- 3 EMAは、運用審査業務の結果としての適合・不適合の判断、本認定の有効性の一時停止、本認定の取消、運用監視契約の解除・終了、第5条5項に基づく認定対象に関する情報の公開・関係機関への通知に関し、認定事業者に対し、債務不履行、不法行為等の法的原因の如何を問わず、何ら損害賠償責任を負わない。

第14条(期間)

運用監視契約の期間は、他の定めが適用されない限り、本契約の発効日から1年を経過した後の暦月最終営業日前日までとする(ただし、期間満了日が暦月12月である場合は、同月20日を最終日とみなして最終営業日前日を定めるものとする)。

第15条(本認定の更新)

- 1 認定事業者が、本認定の更新を受けようとする場合は、EMAに対し、EMA所定の期間内に更新手続として更新申請書類を提出し、かつ、所定の更新審査料を支払わなければならない。
- 2 前項記載の更新手続がとられた場合、EMA審査規約に準じて、EMAは、認定対象に関する更新審査業務を実施する。更新審査業務の詳細は、審査・運用監視細則に定める。
- 3 更新手続中は、運用監視契約の期間は延長され、認定対象に関する認定は、有効なものとなされる。認定事業者は、期間が延長された更新審査中の運用監視業務の対価を、EMAの請求により支払うものとする。
- 4 前項記載の更新審査において、認定対象に関し、EMAより適合通知がなされた認定事業者については、前条にしたがって運用監視契約の期間が延長される。本条3項で発生する更新審査中の運用監視業務の対価は、前条にしたがい延長される運用監視期間の運用監視料金に含むものとする。
- 5 認定事業者が、本条に基づき、更新審査料の支払いを含めた更新手続をEMA所定期間内にとらなかった場合、運用監視契約は期間満了により終了する。
- 6 更新審査において審査の対象にかかる運用管理体制が不適合と判断された場合、運用監視契約は終了する。

第16条(解除)

- 1 EMAは、認定事業者が下記各号のいずれかに該当した場合、書面による通知をすることにより、認定対象に関する運用監視契約を解除し、本認定を取り消すことができる。
 - (1) 運用監視料の支払いを含め、運用監視契約に違反し、EMAが期間を定めてその是正を求める旨の書面による通知をしたにもかかわらず、当該期間を経過しても必要な是正を行わないとき。
 - (2) 破産、民事再生、会社更生、特定調停等類似の手続につき、自ら手続開始の申立をし、又は申立を受けてから15日以内に、当該申立が取り下げられなかったとき。
 - (3) 解散決議をしたとき。
- 2 EMAが、認定対象に対する本認定を取消したとき。前記にかかわらず、本認定の取消に関する通知により、運用監視契約は当然に終了する。
- 3 認定事業者は、運用監視契約の期間中、EMAの合意を得なければ、運用監視契約を解約することができない。

第17条(契約終了の効果)

- 1 運用監視契約が、期間満了又はその他の事由により終了した場合、認定対象に対する本認定は当然に効力を失う。
- 2 前項の場合、認定事業者は、認定範囲のWebサイト及びアプリケーション等において、認

定番号を表示し、又はその他、EMAから有効な本認定を受けていると誤信させるような表示をしてはならない。

第18条(補償・損害賠償)

- 1 認定事業者は、第8条、第12条を含む本条項の違反により、認定範囲のWebサイト及びアプリケーションのユーザーを含めた第三者から、EMAが損害賠償その他の請求を受けた場合、その費用、責任及び損害賠償等について、EMA及びその役員、従業員をかかるとする請求から防御し、補償し、免責する。
- 2 EMAは、運用監視契約の違反又はその他EMAの責に帰すべき事由により、認定事業者が損害を被った場合、運用監視契約に関連してEMAが認定事業者から実際に受領した対価の額を上限として、認定対象に対し、損害賠償責任を負う。前記の損害賠償額の制限は、請求の原因が債務不履行、不法行為その他の法的原因による場合であっても同様とする。

第19条(不可抗力)

EMAは、天災地変その他当事者の管理することのできない事由により、本件条項に定める義務が履行できなかつた場合は、当該義務を履行できなかつたことに対する責任を負わない。

第20条(譲渡・再委託)

認定事業者は、運用監視契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、移転又は委託してはならない。EMAは、本業務の一部又は全部を自己の責任において、第三者に再委託することができる。

第21条(存続条項)

運用監視契約が理由の如何を問わず、終了した場合であっても、第5条5項、第7条6項、第9条、第10条、第12条、第13条、第17条ないし第23条は、その条文の規定に従い、なお、その効力を有するものとする。

第22条(協議)

本条項に定めのない事項又は本条項に関連して疑義の生じた事項については、認定事業者及びEMAは、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第23条(準拠法・管轄)

運用監視契約は、日本法に準拠し、本件業務及び運用監視契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とすることに合意する。